JPAA
日本弁理士会

地域ブランドの保護

商標法の改正について

◎平成17年6月15日　公布
◎平成18年 4月 1日　施行

日本弁理士会
〒100−0013　東京都千代田区霞が関3-4-2
TEL.03-3581-1211（代）FAX.03-3581-9188
http://www.jpaa.or.jp

R100
PRINTED WITH SOY INK
2005.8

地域団体商標制度の概要

今回の商標法の一部改正により、平成18年4月1日から地域団体商標制度が導入されます。

地域ブランドを適切に保護することにより、競争力の強化と地域経済の活性化を支援するため、地域の名称と商品（役務）の名称等からなる商標について地域団体商標として登録を受けることができるようになります。

- 地域の名称と商品又はサービスの名称等からなる商標（地名入り商標）が、事業協同組合や農業協同組合等によって、商品やサービスに使用されたことにより、一定程度の周知性を獲得した場合には、地域団体商標として登録することができます。
- 地域団体商標の出願前から同一の地名入り商標を不正競争の目的なく使用している第三者は、その商標を引き続き使用することができます。
- 地域団体商標の登録後に、周知性や地域との関連性が失われた場合、無効審判の対象とするとともに、商品の品質の誤認を生じさせるような不適切な方法で登録商標を使用した場合には、取消審判の対象となります。

◎改正内容に関しましてはp6～をご参照ください。

商標登録されている地域ブランドの例

登録第4734753号

登録第4696358号

登録第4625235号

登録第4619615号

登録第4066358号

登録第457925号

信州味噌

商標制度の概要

■商標とは

事業者が自己の取り扱う商品・役務（サービス）を他人の商品・役務と区別するために、その商品・役務について使用する標識（マーク）です。文字や図形のほかに、立体も商標になる場合があります。

■商標登録の効果

商標権は登録により発生します。商標権は全国的に効力が及び、権利者は、指定商品又は指定役務について登録商標を10年間使用できます。また、侵害者に対して侵害行為の差し止めや損害賠償等を請求することができます。

■登録できない商標

(1) 商品やサービスを区別できないとき

① 商品又は役務の普通名称　例）「ワープロ」（ワードプロセッサ）

② 商品やサービスについて慣用されているもの　例）「正宗」（清酒）

③ 商品の産地・販売地、品質等又はサービスの提供場所、質等を表示するもの
例）「洋服」について「銀座」「自動車」について「デラックス」

※ 現行の商標法では、「地域名＋商品名（役務名）」の商標は、原則として、本号で拒絶されます。

④ ありふれた氏又は名称　例）鈴木、YAMADA、田中商店

⑤ 極めて簡単でありふれたもの　例）ローマ字1～2文字

⑥ その他商品等を区別できないもの　例）キャッチフレーズ、現元号

※上記③～⑤に該当する場合でも、全国的に周知になったものは、登録を受けることができます。

(2) 公共の機関等の標章と紛らわしい等公益性に反する商標であるとき

① 国旗、菊花紋章、勲章、外国の国旗等に類似する場合

② 国や地方公共団体等を表示する著名なマークに類似する場合

③ 公序良俗を害するおそれがある場合

④ 商品の品質等について誤認を生じさせるおそれのある場合

(3) 他人の登録商標又は周知・著名商標等と紛らわしいとき

出願から登録までの流れ

出願された商標は、審査官により審査されます。最終的に拒絶の理由がないと判断されると、登録査定がなされます。その後、登録料を納付することにより、設定登録され、商標公報に掲載されます。

なお、商標公報掲載後2月間は誰でも登録異議の申立てができます。

存続期間は、登録の日から10年ですが、更新登録の申請により、商標権を半永久的な権利として存続させることができます。

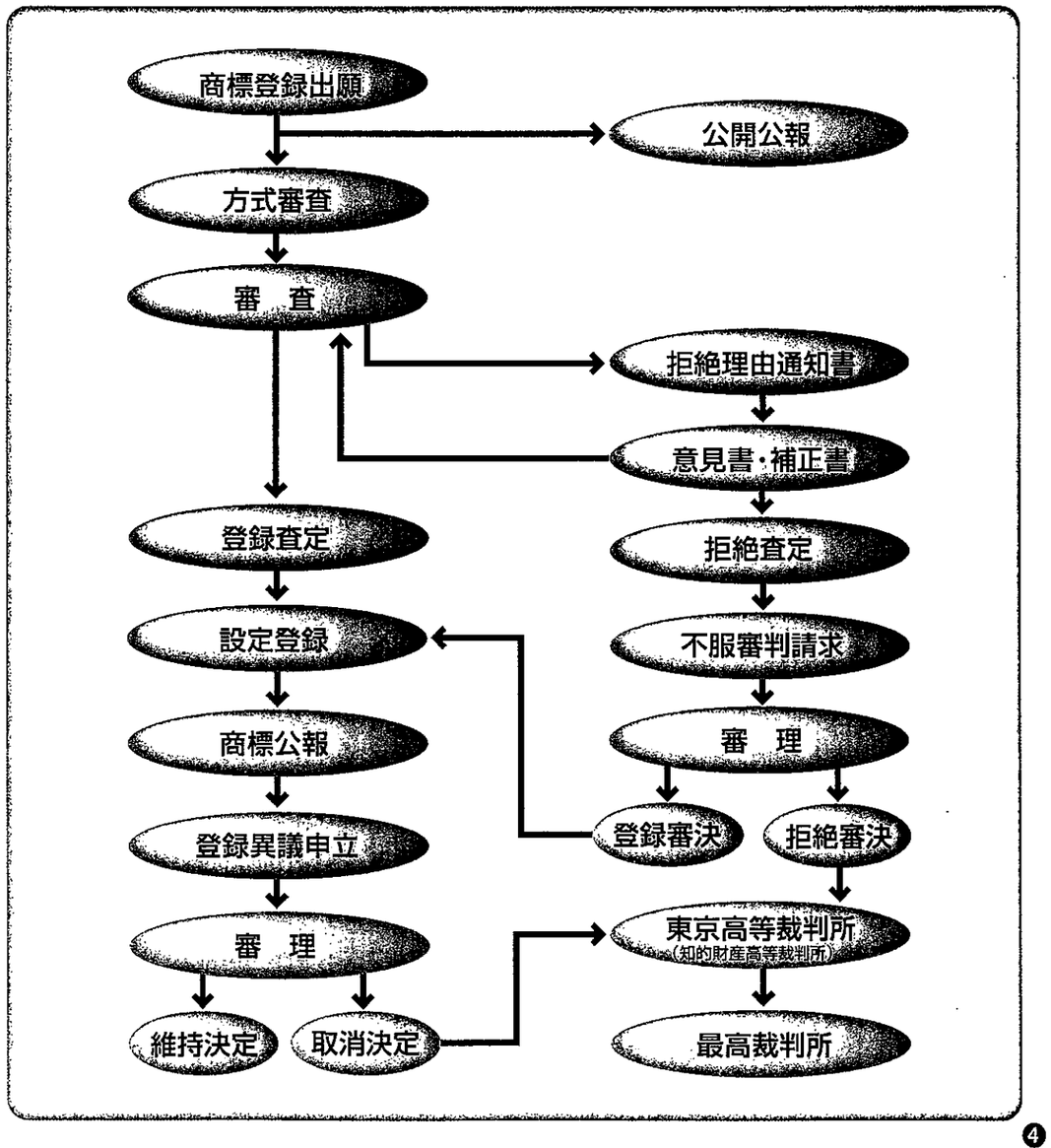

団体商標

■団体商標とは

事業者を構成員に有する団体がその構成員に共通に使用させる商標です。

団体商標の保護は、パリ条約第7条の2において義務づけられており、国際調和の観点を踏まえ、平成8年の商標法の改正で明文化されました。

■登録要件

登録されるためには、以下の要件が必要となります。

① 商標登録出願人が民法第34条の規定により設立された社団法人若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人であること。

以下の網掛け（赤色）をした法人が出願できます。

<table>
<tr><th colspan="4">法　人</th><th>権利能力なき社団</th></tr>
<tr><td rowspan="2">営利法人</td><td colspan="3">非営利法人</td><td rowspan="5">町内会等
法人格を取得できるにもかかわらず取得していないもの
法人として設立中の団体</td></tr>
<tr><td>公益法人</td><td>特別法準拠</td><td>事業協同組合等</td></tr>
<tr><td>商事会社</td><td>社団法人</td><td rowspan="2">学校法人
宗教法人
医療法人
社会福祉法人</td><td rowspan="2">事業協同組合
特別の法律により設立された組合</td></tr>
<tr><td>民事会社</td><td>財団法人</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>商工会議所</td><td></td><td>個人</td></tr>
</table>

② 出願された商標が構成員に使用をさせる商標であること

③ 商標登録出願人が民法第34条の社団法人等であることを証明する書類を提出すること

■出願の変更

商標登録出願人は、団体商標の登録出願と通常の商標登録出願とにおいて、相互に出願の変更をすることができます。（商標法第11条）

■団体構成員の権利

団体構成員は、当該団体の定めるところにより、指定商品又は指定役務について団体商標の登録商標を使用することができます。ただし、個々の団体構成員は、構成員以外の者の使用を排除することはできません。なお、団体構成員の商標の使用をする権利は、相続等の一般承継による場合を含めて移転することができません。

地域団体商標

地域名と商品名からなる文字商標について、事業協同組合等によって使用されたことにより、隣接都道府県に及ぶ程度の周知性を獲得した場合は、「地域団体商標」として商標登録を受けることができるという制度です。

A 登録要件

1.「地域団体商標」の登録を受けることができる者

(1) 事業協同組合、その他特別法によって設立された組合（法人格が必要）に限られます。

●民間の会社、都道府県、市町村、商工会議所、商工会等は登録を受けることはできません。

●下の網掛け（赤色）した法人のみが登録を受けられます。

<table>
<tr><th colspan="4">法　人</th><th>権利能力なき社団</th></tr>
<tr><td rowspan="2">営利法人</td><td colspan="3">非営利法人</td><td rowspan="5">町内会等
法人格を取得できるにもかかわらず取得していないもの
法人として設立中の団体</td></tr>
<tr><td>公益法人</td><td>特別法準拠</td><td>事業協同組合等</td></tr>
<tr><td>商事会社</td><td>社団法人</td><td rowspan="2">学校法人
宗教法人
医療法人
社会福祉法人</td><td rowspan="2">事業協同組合
特別の法律により設立された組合</td></tr>
<tr><td>民事会社</td><td>財団法人</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>商工会議所</td><td></td><td>個人</td></tr>
</table>

(2) 正当な理由がないのに有資格者の加入を拒んだり、加入に際して既存の構成員よりも困難な条件を付したりしてはならない旨の定めがある法律によって設立された組合でなければなりません。

特別法	組　合
水産業協同組合法	漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
農業協同組合法	農業協同組合、農業協同連合会
中小企業等協同組合法	事業協同組合
森林組合法	森林組合
商店街振興組合法	商店街振興組合、商店街振興組合連合会
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	酒造組合、酒販組合
生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律	旅館組合
中小企業団体の組織に関する法律	商工組合、商工組合連合会

2.「地域団体商標」の登録を受けることができる商標

(1)「地域名」と「商品名(役務名)」からなる文字商標が対象です。

●図形との組み合わせは、地域団体商標としては登録できません。

この「地域名」とは、商品の産地や役務の提供場所を指します。

(例)「夕張メロン」「有田焼」「道後温泉」

その商品や役務と密接な関連性を有する地域名も含まれます。

(例)「大島紬」は、現在は鹿児島市や宮崎県でも生産されていますが、その由来地は奄美大島(鹿児島県名瀬市)です。

また、「地域名」と「商品名(役務名)」に加え、「○○の△△」や「本場○○△△」も認められます。

(2) 使用をすることにより、一定の周知性が必要です。

隣接都道府県に及ぶ程度の範囲で知られている必要があります。

3.「地域団体商標」の対象商品(役務)

その商標を使用している商品や役務に限定されます。

例えば、商標「夕張メロン」については、指定商品を「夕張産メロン」のように指定する必要があります。

4.その他

通常の商標登録に必要な要件を満たす必要があります。

●既に商品の普通名称になっている場合には(「さつまいも」「奈良漬」等)、登録を受けられません。

●他人の登録商標に類似するものは登録できません。

B「地域団体商標」の登録

1.「地域団体商標」の商標権者の権利

「地域団体商標」が登録された場合、基本的には、通常の商標権者と同様の権利が発生します。しかし、これを他人に譲渡したり、専用使用権を設定したりすることはできません。

2.「地域団体商標」の通常使用権者

「地域団体商標」の商標権者である組合に属している構成員には、その「地域団体商標」を使用する権利が与えられます。

3.第三者による対抗手段

登録異議を申し立てたり、無効審判や取消審判を請求したりすることができます。

「地域団体商標」を出願前から正当に使用している第三者は、引き続き使用をすることができます。

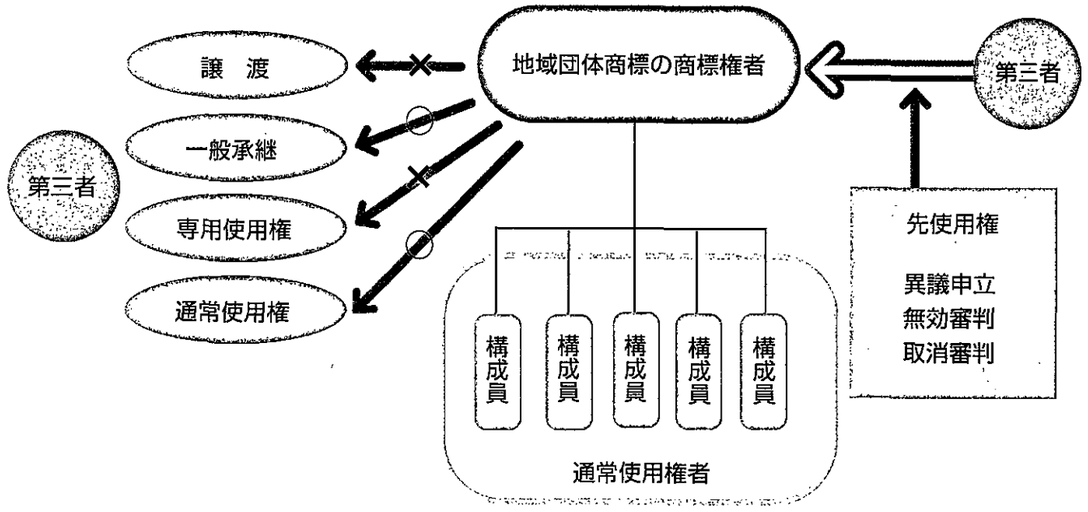

C「地域団体商標」の出願受付

平成18年4月1日より「地域団体商標」の出願が可能となります。

平成18年3月31日までにした商標登録出願(団体商標を含む)を4月1日以降に「地域団体商標」に変更することはできません。

まとめ

「地域団体商標」制度は、「地域名」と「商品名」からなる文字商標について、一定の要件を満たしたものに限り、登録を認める制度です。しかし、「地域ブランド」の保護は、この「地域団体商標」に限りません。商標制度を有効に活用することが肝要です。

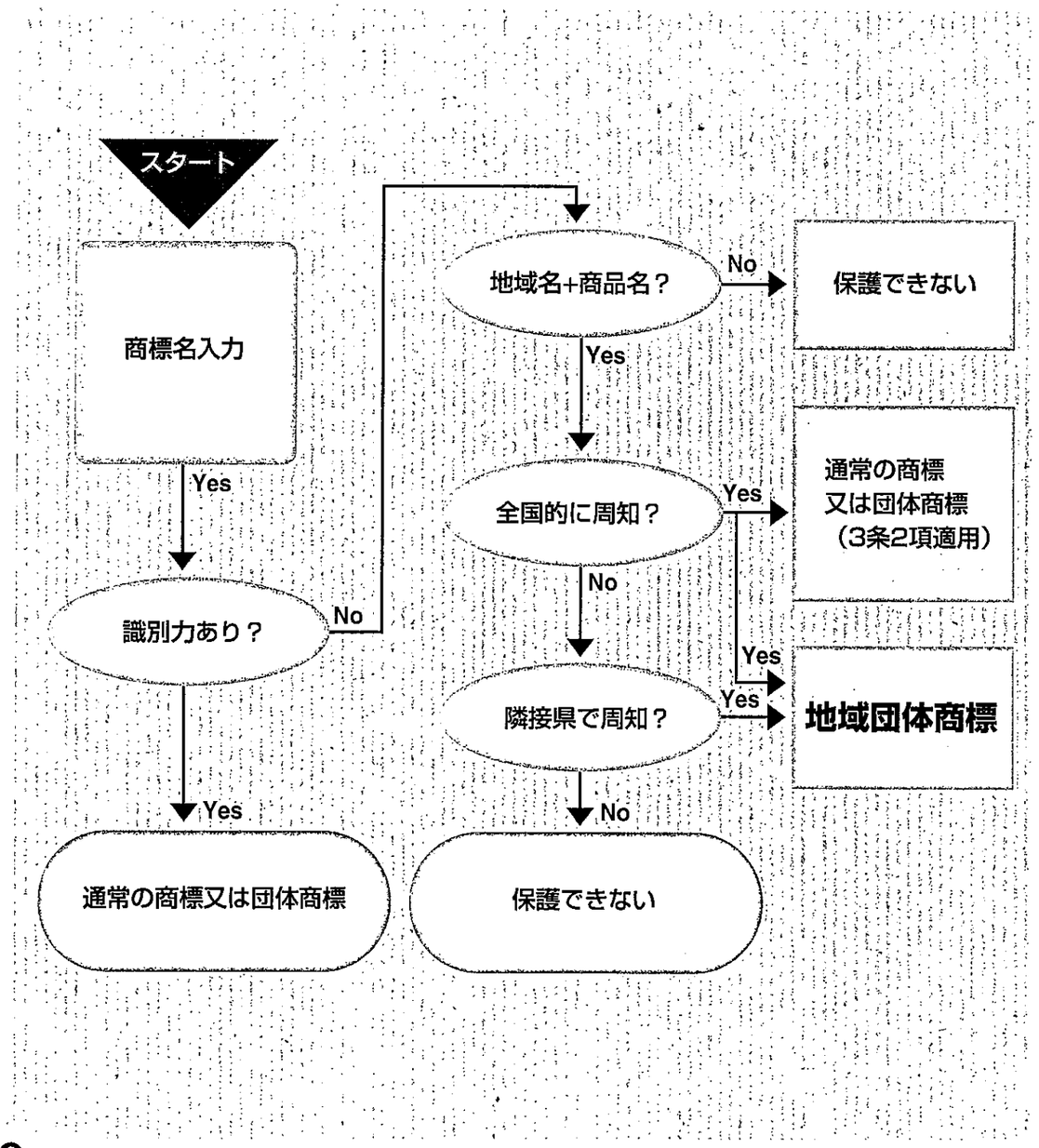

日本弁理士会 相談窓口（無料）

1. 面談又は電話による相談が可能です。
2. 予約制ですので、まず、予約のお電話をお願いします。
3. 地域ブランドの相談の場合「地域ブランドの相談です」とお伝えください。
4. 相談の日時には来会くださるか、電話をお願いします。

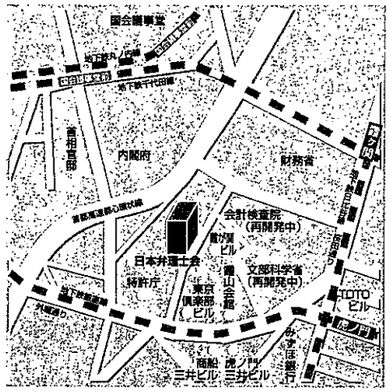

東京

☎03-3519-2707

〒100-0013
東京都千代田区霞が関3−4−2
日本弁理士会1階

●相談時間
◎地域ブランド専用相談窓口／火曜日 13:00〜16:00
◎常設相談窓口／月〜金曜日 10:00〜12:00
14:00〜16:00

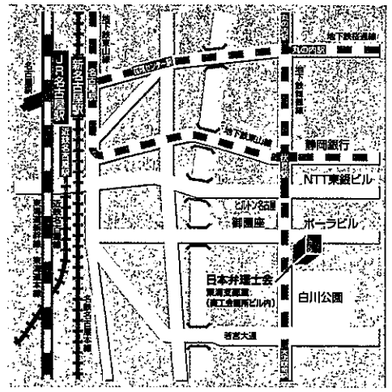

名古屋

☎052-211-3110

〒460-0008
名古屋市中区栄2−10−19
名古屋商工会議所ビル 日本弁理士会東海支部室内

●相談時間
◎常設相談窓口／月〜金曜日 13:00〜16:00

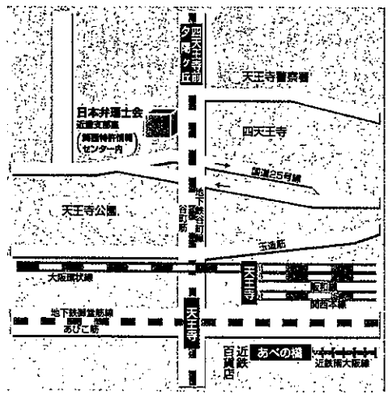

大阪

☎06-6775-8200

〒543-0061
大阪市天王寺区伶人町2−7
関西特許情報センター4階 日本弁理士会近畿支部室内

●相談時間
◎地域ブランド専用相談窓口／火曜日 13:00〜16:00
◎常設相談窓口／月〜金曜日 10:00〜12:00
14:00〜16:00